

向日市指定給水装置工事事業者申請について

向日市 都市整備部
公営企業課 総務経営係
Tel 075-874-3870

指定給水装置工事事業者制度とは、水道法により給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定し、この指定を受けた者が、給水区域において給水装置工事が施行できる制度です。

本市の給水装置工事事業者の指定を受けるための手続きは、以下のとおりです。

1. 申請

(1) 指定に必要な提出書類

本市の指定給水装置工事事業者の申請には下記の書類を提出してください。

提出書類は、法人と個人で異なりますのでご注意ください。

提 出 書 類		様 式 等	留 意 事 項
1	指定給水装置工事事業者指定申請書	指定用紙（様式第1）	
2	機械器具調書	指定用紙（別表）	
3	誓約書	指定用紙（様式第2）	
4	給水装置工事主任技術者選任届出書	指定用紙（様式第3）	
5	給水装置工事主任技術者免状（登録番号）	免状の写し添付	本人が確認できる写真 たて6 cm×よこ4 cm
6	定款及び登記事項証明書	写し可	法人の場合
	住民票の写し	写し可	個人の場合
7	役員・技術職員名簿 (名前、年齢、職名及び住所等を把握されている範囲でご提出ください。)	任意様式	

◎ 証明関係は原則として3ヶ月以内に発行されたものとします。

◎ 任意様式の証明書等(原本・写し)は、用紙をA4サイズで統一し1から7の順に揃えて提出してください。

- (2) 受付場所 向日市寺戸町中野20番地(向日市役所 別館3階 公営企業課)
- (3) 提出受付期間 平日午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時を除く)
土、日曜日、祝日及び年末年始除く
2. 交付日 受付後、提出書類に不備がないかの審査を行います。
審査後(約1ヶ月)、交付日の指定日時を通知します。
3. 交付場所 向日市寺戸町中野20番地(向日市役所 別館3階 公営企業課)
4. 持ち物 印鑑(認め印 ただし、ゴム印除く)
5. 新規手数料 指定手数料 15,000円
給水装置工事基準図書代 1,000円
6. 更新手数料 指定手数料 10,000円

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 指 定 申 請 書

向日市長 様

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 印

住 所

代表者氏名

T E L

F A X

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏名（フリガナ）	氏名（フリガナ）
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓 約 書

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 申 請 者 及 び そ の 役 員 は、
水 道 法 第 2 5 条 の 3 第 1 項 第 3 号 イ か ら ホ ま で の
い ず れ に も 該 当 し な い 者 で あ る こ と を 誓 約 し ま す。

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏名又は名称

印

代表者氏名

向 日 市 長 様

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

向日市長 様

令和 年 月 日

届出者 印

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日